

令和7年度

駒岡清掃工場破碎処理物等運搬業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部

施設管理課

業 務 仕 様 書

業 務 名 駒岡清掃工場破碎処理物等運搬業務

業務対象施設 積込現場： 駒岡清掃工場破碎施設棟（札幌市南区真駒内 129 番 3 ほか）
及び

履行場所 積み下ろし現場： 不燃物 山本処理場（札幌市厚別区厚別町山本 1065）
木くず ごみ資源化工場（北区篠路町福移 153 番地）

履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

施設概要 駒岡清掃工場破碎施設： 剪断破碎ライン 80 t / 5 h
： 回転破碎ライン 50 t / 5 h

業務内容 駒岡清掃工場から排出される不燃物、木くず等を各積み下ろし現場まで、安全かつ速やかに運搬を行う。

1 一般事項

- (1) この業務は、契約書、本業務仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の令和 5 年版の「第 1 編第 1 章総則」を準用して履行するものとする。ただし、「施設管理担当者」については、「担当職員」と置き換える。
- (2) 委託者との協議や書類提出等は、原則として本市が指定する担当職員経由で行うものとする。
- (3) 業務履行に当たっては、環境負荷の低減に努めること。
- (4) この業務履行に必要な光熱水費は共通仕様書 1.1.3 (a) によるが、その量は最低限とし、節約に努めること。

2 業務仕様及び条件

(1) 本業務での運搬物は次のとおりである。

ア 不燃物：大型ごみや燃やせないごみ等を破碎および金属回収等の選別処理した後の不燃物

イ 木くず：大型ごみや燃やせないごみ等から手選別した固形燃料の原料とするための木くず

(2) 年間計画運搬量は次のとおりであるが、駒岡清掃工場（以下「工場」という。）の稼働状況により変動する。

ア 不燃物：1,400 t 程度

イ 木くず：100t 程度

1 台当たり平均排出量： 3～10 t 程度

(3) 受託者は不燃物の 1 日の最大排出量及び工場内貯留量を勘案し、協議の上、工場の稼働に影響を与えないよう、速やかに搬出するものとする。

ア 最大排出量： 不燃物 20 t 程度

イ 工場内貯留量：不燃物貯留ホッパ 10t 程度

不燃物貯留ヤード 60t 程度（1 日発生量の 7 日分程度）

基本的に、貯留ヤードを使用せず、貯留ホッパによる運用とする計画である。

ウ 運搬回数： ごみ搬入量により 1 日の発生量に変動があるが、貯留ホッパの容量を考慮し、1 日 1～2 回程度、年間 230 回程度の運搬が必要となる見込みである。

(4) 木くずについては、ごみ資源化工場に年間 16 回程度の運搬を見込む。

(5) 業務可能時間及び期間は次のとおりとするが、事故等これによれない場合は協議の上、履行するものとする。

ア 土曜日、日曜日、年始（1/1～1/3）を除いた日とする。

イ 積込開始時刻は、概ね 9 時以降とする。

ウ 山本処理場、ごみ資源化工場への最終搬入時刻は 16 時である。

(6) 運搬車両の台数、仕様は次のとおりとする。

ア 最大積載量 9 t 以上、車両総重量 20 t 以下のダンプトラックとし、1 年間を通して常に 1 台は用意できること。

イ 荷台の形状は、運搬物の飛散防止を図るため天蓋装置付とし、深荷台であること。

ウ 貯留ホッパ（下部開口寸法 1400×3000mm、床高約 3.6m）に見合った車両を使用すること。

エ 幅 3 m、長さ 8 m のトラックスケールで車両重量を測定できること。

オ 運搬業者名が明示されていること。

(7) 業務責任者は業務担当者を定め、共通仕様書によるほか、次の業務を行わせること。

ア 業務履行に当たっては、業務担当者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨、目的等を周知すること。

イ 「道路交通法 第 74 条の 3」に基づく「安全運転管理者」に「貨物自動車運送事業法第 18

条」に基づく「運行管理者」に準じた業務を行わせ、その状況を管理すること。

ウ 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。

また、「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠休息の状況及び体調等について十分な管理を行うとともに、運転免許失効中の者が本業務に携わることが無いようにすること。

(8) 積み込み場所は駒岡清掃工場破砕施設棟貯留ヤード（別紙1）、積み下ろし場所は山本処理場、ごみ資源化工場とし、次のとおりとする。

ア 積み込み作業については工場側で行う。業務担当者から内線電話等による「ダンプトラックへの積み準備完了」の連絡を受けて実施する。

イ 積み込み作業後の床清掃、積荷の均し作業等については、受託者側で行うこと。

ウ 貯留ヤード等からの積み込みの場合は、工場側でショベルローダ等にて行うものとし、この場合、受注者は発注者の指示に従うこと。

エ 搬出する際には、荷崩れ等のおそれがないことを確認するとともに、それらが確認された場合は、対策を講じてから搬出を行うこと。

オ 工場から搬出する前に、工場内計量所にて ID カード（運搬車両ごとに貸与する磁気カードで、施設名称、運搬物の種別、車両番号、積載前の車両総重量などのデータを記録したもの）を使用して積載量の計量を行ない、積載量が適法であることを確認し、「計算書兼領収書」を受領すること。

カ 運搬経路については、道路交通法等による規制を遵守した合理的な経路とし、私道、スクールゾーン及び幅員が狭いなど、本業務のダンプトラックの通行に適さないと認められる道路については通行を禁止する。なお、原則的に使用する経路については、事前に承認を得ること。

キ 運搬する際には、タイヤに付着した泥等で道路等を汚損しないように注意すること。

ク 積み下ろし作業については、積み下ろし場所の職員の指示を遵守し、指定された場所に荷台を傾けて積載物を下ろすこと。積み下ろしに当たっては積載物を完全に降ろし、荷台を元の走行可能状態に戻したことを確認すること。

ケ 本業務委託期間中に他工事等が輻輳し、通常の搬出入業務に支障となる場合は、一部工場構内の運搬経路を変更する場合がある（支障期間は別途指示する）。

コ 本業務の業務対象施設（積み現場）は現在建設工事中の新工場であるが、令和7年度からごみ処理を伴う試運転を行うため各処理物の搬出が必要となる。7月末に竣工後、8月から運営開始を予定している。

サ 新工場は本市より駒岡ハイトラスト株式会社（以下、駒岡ハイトラスト）へ運営維持管理業務を委託しているため、業務履行にあたっては駒岡ハイトラストと綿密に連絡をとること

(9) 前号の搬送においては、飛散、落下等の事故のないよう事前点検を忘れぬこと。

(10) 業務履行中の事故、災害等が生じた場合には、被害拡大の抑制に努めるとともに関連機関への連絡を行い、その後速やかに状況及び経過の報告を行うこと。

- (11) 本業務履行に際しては、工場の施設及び機器に見合った車両を使用すること。
- (12) 破碎施設棟から排出される可燃物は通常焼却施設棟へコンベア搬送し焼却処理しているが、ここ数年の実績はないが設備故障時に他清掃工場（白石清掃工場）へのダンプ輸送を検討する場合があるため、別途協議を行うものとする。

3 受託者の経費負担範囲

本業務履行に必要な以下の一切の経費

- (1) 雇用に係るもの
- (2) 車両及び油脂等に係るもの
- (3) 業務の実施に必要な事務用品等に係るもの
- (4) その他会社の維持等に係るもの

4 提出書類

業務履行に当たっては、次の書類を適時速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後（1週間以内）
 - 使用車両計画書 1 部
(車両検査証の写し、荷台の形状寸法等)
 - (2) 業務着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 業務責任者等指定通知書
 - ウ 業務責任者等経歴書
 - エ 使用車両の車両検査証等の写し
 - オ 業務責任者等の雇用関係を証明できる書類
(保険証の写し等)

}

綴じて割印を押したもの

1 部
 - カ 運搬経路図 1 部
- (3) 業務期間中
 - ア 計算書兼領収書 1 部（翌月初め）
 - イ 業務完了届 1 部（翌月初め）
 - ウ 運搬実績報告書 1 部（翌月初め）
 - エ 既提出書類の変更届 当初提出部数（速やかに）
- (4) その他
 - その他業務期間中に本市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

5 その他

(1) 環境負荷低減

業務履行に当たっては「1 一般事項(3)」の環境負荷低減のため、札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、業務履行について次の事項を遵守すること。

ア 環境に負荷の少ない車両の使用

イ 環境に負荷の少ない運転

- a 急発進、急加速、空ふかしの禁止
- b タイヤの適正な空気圧及び経済速度の励行
- c 不要な積載物の抑制

(2) アイドリングストップの励行による燃料消費の抑制

ア 自動車を離れる場合のエンジンの停止

イ 長時間の駐停車時のエンジンの停止

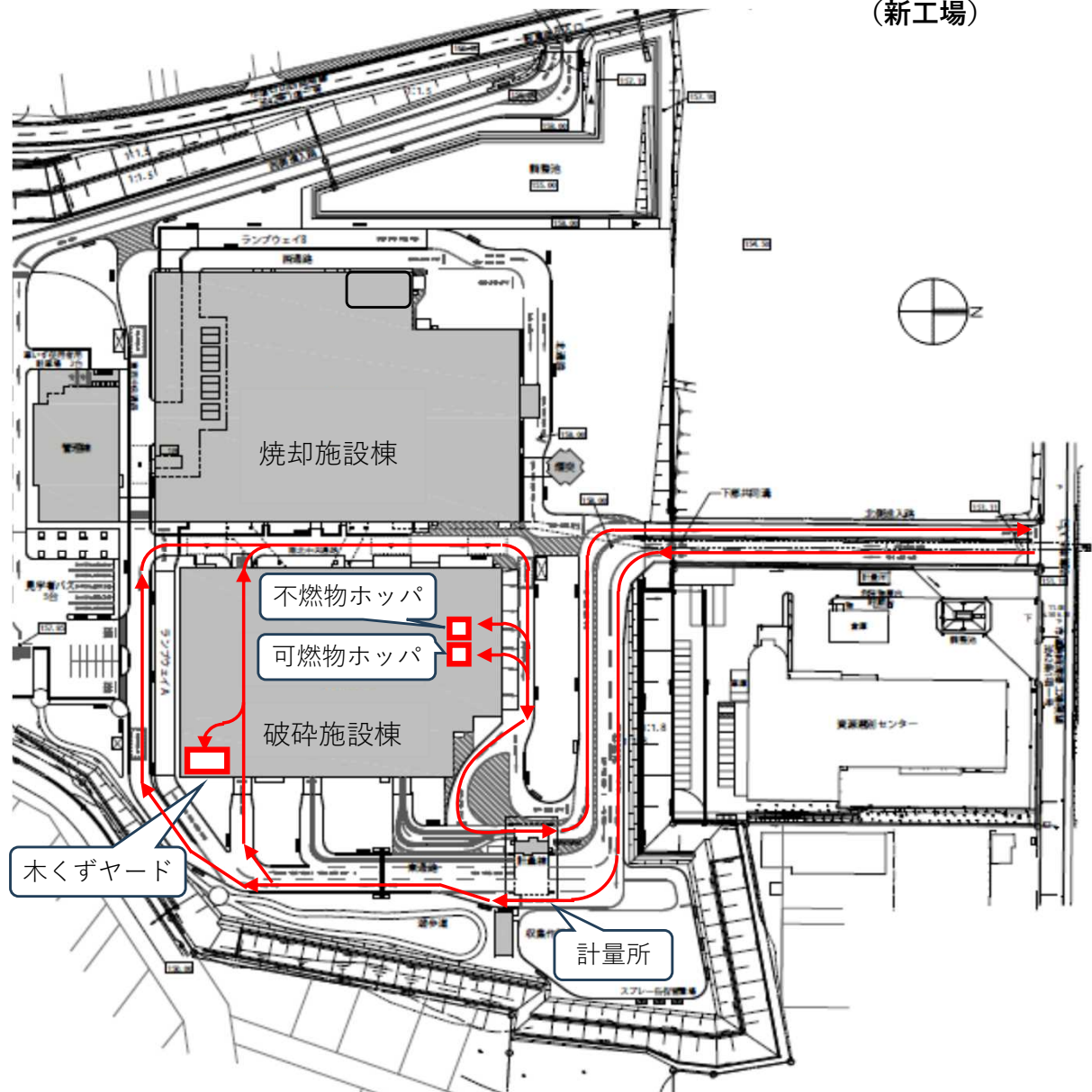
ウ 必要以上の暖気運転、冷暖房のためのアイドリングの抑制

(3) 工場の敷地内(駐車場での車両内含む)における喫煙は禁止とする。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定する。

別紙 1

(新工場)



駒岡清掃工場破碎処理物等運搬業務 構内平面図

※工場の運用状況により変更となる場合があるため、誘導員の指示に従うこと